

S-GAP 農場評価制度実施要綱

平成28年10月17日農林部長決裁
平成30年2月2日一部改正
令和元年5月14日一部改正
令和2年10月29日一部改正
令和3年7月1日一部改正
令和3年12月6日一部改正
令和6年10月31日一部改正
令和7年3月24日一部改正

(目的)

第1条 本県では、「国際水準GAPガイドライン（令和4年3月農林水産省制定）」に準拠した県独自のGAPとして、S-GAPを普及推進しているところである。

生産者の改善意欲や消費者・実需者からの信頼性をさらに高めるためには、S-GAPの実践状況を客観的に評価するS-GAP農場評価（以下「農場評価」という。）の仕組みが必要である。

このため、本要綱において、農場評価に必要な事項を定め、本制度を円滑に運用することで、モラルとルールに則った正しい農業のやり方を県内農業者に広く普及し、経営上のリスク把握による効率的かつ持続可能な農業経営の実現を目指すものである。

(実施主体)

第2条 農場評価の実施主体は、農産物安全課長及び各農林振興センター所長とする。

(用語の定義)

第3条 本制度において使用する用語の定義は、下表のとおりとする。

S-GAP	食品安全、労働安全、環境保全、人権保護、農場経営管理に配慮した農業生産安全確認運動を実践するために埼玉県が策定したGAP規範
S-GAP実践農場(以下「実践農場」という。)	農場評価の結果、農場評価シートで指定する優先項目についてリスクが見られない(=リスクが管理されている)と評価された農場。
S-GAP実践農場plus(以下「実践農場plus」という。)	農場評価の結果、全ての項目についてリスクが見られないと評価された農場。 なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPなど、外部審査員によるGAP認証を取得した農場(本制度では「民間GAP認証農場」と称する)については、実践農場plusとみなすことができる。
S-GAP実践集団	複数の生産者で構成される生産集団で別に定める評価の結果、集団内の対象農場全てが実践農場として評価された集団
S-GAP実践集団plus	複数の生産者で構成される生産集団で別に定める評価の結果、集団内の対象農場全てが実践農場plusとして評価された集団

取組確認シート	S-GAPの各項目を整理・集約した一覧表（別添1）
S-GAP農場評価シート	S-GAPの各項目の評価のポイントを示した一覧表（別添2）
S-GAP農場評価員 （以下「評価員」という。）	申請のあった生産者の農場において農場評価を行う者

（農場評価の対象）

第4条 評価の対象となる農場の要件は次のとおりとする。

- （1）埼玉県内に事務所（事務所がない場合は住所）があること
- （2）埼玉県内で、野菜、果樹、穀物、茶のいずれかに分類できる作物の生産を行っていること
- （3）自己又は他者が点検した取組確認シートにおいて、全ての項目の評価が○（問題なし）又は－（該当なし）であること

（S-GAP農場評価員）

第5条 評価員の役割は、下表のとおりとする。

設置機関	役割
各農林振興センター(管理部)	各農林振興センター管轄区域内の農場評価を行う
農産物安全課	次のような場合に、必要に応じて農林振興センター評価員の支援及び補助を行う <ul style="list-style-type: none"> ・生産集団に対する農場評価 ・複数の農林振興センター管轄区域に分散した農場に対する農場評価 ・農林振興センター評価員に欠員が生じた場合

- 2 農産物安全課長及び各農林振興センター所長は、毎年度当初、評価員研修※修了者の中から評価員を指定し、農林振興センター所長は、その結果を農産物安全課長に提出するものとする。

対象者がいない場合は、評価員の早急な育成に努めるものとする。

※農産物安全課が開催又は指定した研修

- 3 任期は当該年度末までとし、年度中に評価員の交代が必要となった場合は、前項に基づき、再指定するものとする。

（制度の内容）

第6条 評価方法及び基準

評価員は、S-GAP農場評価シート(別添2)の各評価項目の達成水準に対する取組度合いに応じ、適、リスク1、リスク2の3段階で評価する。

評価基準については下表のとおりとする。

適	各評価項目の達成水準に対し、特に改善を要する事項がなく、食品安全、労働安全、環境保全、人権保護、農場経営管理のリスクが見られない。
リスク1	各評価項目の達成水準に対し、改善が必要で、食品安全、労働安全、環境保全、

	人権保護、農場経営管理のリスクが見られる（問題発生の可能性はある）。
リスク 2	各評価項目の達成水準に対し、取組が見られない、あるいは、取組の意思がない。すでに問題が発生している。
－	取り組む必要がない（非該当項目）

2 実践農場及び実践農場 plus

農場評価の結果、全ての優先項目の評価が適となった農場を実践農場、全ての項目の評価が適となった農場を実践農場 plus とする（以下、実践農場及び実践農場 plus を「実践農場等」という。）。

実践農場等には、S-GAPナンバー（SGN）を付与し、S-GAP実践農場リストに記載する。有効期間は、農場の評価年月日（決裁日）から3年間とする。

3 評価結果の通知

農林振興センター所長は、農場評価終了後、速やかにその結果について申請者に通知する。

4 集団評価

複数の生産者で構成される生産集団が第4条に規定する要件を満たす場合、当該集団に対する農場評価の方法は、別に定める。

5 確認

農林振興センターは、管轄区域内の実践農場等に対しS-GAP実践状況について確認するよう努めるものとする。

6 取消し

実践農場等が同条2項に規定する要件を満たさなくなった場合又は虚偽の報告、意図的な隠蔽、重大な事故等、実践農場として不適切な行為をした場合、農林振興センター所長は、実践農場等の評価を取り消す。

（ロゴマークの使用）

第7条 実践農場等は、別に定めるところによりロゴマークを使用することができる。

（情報の取扱い）

第8条 農場評価に際し把握した個人情報等については、第2条に規定する実施主体が責任をもって管理し、GAP普及推進の用途以外には用いない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 本制度は、賛同する農業者団体等と緊密な連携を取って実施するものとする。

附則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、平成30年2月2日から施行する。

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

ただし、令和7年2月28日までに実施する農場評価については、従前の要綱によることができるものとする。

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。